

別表3：第18条に基づく判定料金

1、非住宅の判定料金（税込単位：円）

床面積	用途A・B		用途C	
	標準入力法 ※1	モデル建築法 ※2	標準入力法 ※1	モデル建築法 ※2
300㎡未満	132,000	88,000	88,000	55,000
300㎡以上 500㎡未満	176,000	102,300	110,000	66,000
500㎡以上 1,000㎡未満	231,000	121,000	154,000	82,500
1,000㎡以上 2,000㎡未満	280,500	154,000	198,000	99,000
2,000㎡以上 3,000㎡未満	349,800	187,000	214,500	123,200
3,000㎡以上 4,000㎡未満	392,700	209,000	238,700	138,600
4,000㎡以上 5,000㎡未満	436,700	233,200	264,000	154,000
5,000㎡以上 6,000㎡未満	545,600	291,500	313,500	192,500
6,000㎡以上 10,000㎡未満	682,000	330,000	363,000	205,700
10,000㎡以上 20,000㎡未満	852,500	385,000	418,000	220,000
20,000㎡以上 30,000㎡未満	1,056,880	440,000	462,000	264,000
30,000㎡以上	別途協議	別途協議	別途協議	別途協議
計画変更	判定料金の 1/2			
軽微変更 (ルートC)	判定料金の 1/2			

1、※1：主要室入力法を含む。

2、※2：小規模版モデル建物法を含む。

3、用途 A：ホテル、総合病院、福祉施設、クリニック、大学、集会所

4、用途 B：事務所、学校、幼稚園、講堂、大規模物販、小規模物販、飲食店

- 5、用途 C：工場、自動車車庫
- 6、住宅を含む複合用途の場合：非住宅部分の面積による。
- 7、複数の用途がある場合：用途と床面積の一覧表に該当する金額をそれぞれ足した額とする。
- 8、増改築の場合は該当する部分を対象とした適用する表の額とする。
- 9、建築物のすべてが計算対象外の場合の判定料金は、33,000 円とする。
- 10、上記以外のもの、その他特別な事情がある場合は別途協議とする。

2、住宅の判定料金（税込単位：円）

	戸建住宅	共同住宅等（N：戸数）				
		建物全体			住戸のみ	
		基本料金 （A） 93,500	住戸単価 （B） 4,400	共用部 （C） 93,500	基本料金 （A） 93,500	住戸単価 （B） 4,400
一般料金	38,500	A + B × N + C			A + B × N	
評価書等の活用	11,000	一般料金の 1/2				
計画変更	判定料金の1/2	判定料金の 1/2				
軽微変更 (ルート C)	判定料金の1/2	判定料金の 1/2				

- 1、評価書等とは、当機関が交付したまたは交付する設計住宅性能評価書、長期優良住宅確認書、その他評価基準5-1 及び 5-2 の内容が確認できるものを指し、他機関が交付した評価書等も当機関の判断により、準用することができる。
- 2、店舗併用住宅など、棟全体で住宅部分が 1 住戸のみかつ床面積 300㎡ 未満の建築物は戸建住宅の額とする。
- 3、上記以外のもの、その他特別な事情がある場合は別途協議とする。

別表 4：第 19 条に基づく判定料金等を減額するための要件

内容	減額率
標準設計を用いた複数の建築物に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の提出が、一定期間内に見込めるときで、判定の業務が効率的に実施できると当機関が判断したとき。	上限 25 %
あらかじめ当機関が定める日又は期間内に建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行ったとき。	上限 10 %
あらかじめ当機関が指定するソフトウェアを用いて提出書類等を作成し、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等をするとき。	上限 5 %
第 7 条第 4 項又は第 5 項に基づき、登録建築物エネルギー消費性能判定機関であって登録住宅性能評価機関であるものに対し、設計住宅性能評価の申請若しくは確認の求めをする又は変更設計住宅性能評価の申請若しくは変更確認の求めをするとき。	上限 10 %
建築基準法第 6 条第 1 項又は同法第 6 条の 2 第 1 項の確認の申請と同じ内容の申請書類を当機関に提出することで、判定の業務の合理化が図れると当機関が判断したとき。	上限 15 %
地方公共団体等が行う制度の要件として、申請を行うとき。	上限 10 %

1、本表は、あらかじめ申請者と当機関が協議決定のうえ、適用するものである。

2、上記の総計に関わらず、減額率の上限は 45%とする。

別表 5：第 20 条に基づく判定料金等を増額するための要件

内容	増額率
複合建築物その他の判定の業務に要する時間が想定している時間を越えるものとして当機関が判断した場合	上限100%

本表は、あらかじめ申請者と当機関が協議決定のうえ、適用するものである。